

# **職業訓練の実施等による特定求職者の就職 支援に関する法律施行規則の一部を改正す る省令案要綱**

大

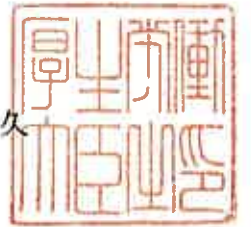
厚生労働省発開0825第1号

令和3年8月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 (略)

第二 (略)

第三 職業訓練受講手当の支給基準

- 一 実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練を、職業訓練受講手当の支給対象に加えること。
- 二 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者の収入の額は八万円以下（職業安定局長の定める場合は十二万円以下）とする暫定措置の適用対象を給付金支給単位期間の初日が令和三年二月二十五日から令和四年三月三十一日までの間にある場合に延長すること。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、令和三年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。